

浜松市小中学校

施設整備 適正化方針

2025 年 3 月

浜松市教育委員会
学校教育部教育施設課

はじめに

教育は我々の未来にとって極めて重要な分野で、教育によって市民の地域幸福度（Well-Being）を向上させることは、産業振興など本市の地方創生の実現に、大いに資するものであります。

教育への投資効果は高いという実証研究例は多く、投資により得られる便益を費用で割ったコストベネフィットは、現在の公共事業採択基準をはるかにクリアするものであります。つまり、教育への正しい投資は、将来世代への負担ではなく、ギフトとなり得るものであります。

今後は、本方針に基づき、着実に学校施設整備を進め、教育環境の向上に取り組むことで、子どもたちの豊かな未来の実現と、本市の発展に尽力してまいります。

※Well-Being…身体的・精神的・社会的に良好な状態を意味する言葉で、ひと言で表現すると「幸福感」を指す。

目 次

第 1 章 浜松市小中学校施設整備適正化方針について

1 背景	1
2 目的	1
3 位置付け	2
4 計画期間	2
5 対象施設	2

第 2 章 現状と課題

1 現状	3
(1) 学校施設の状況	3
(2) ニーズの増大	4
(3) 必要面積の不足	4
(4) 進む人口減少と局地的な人口増加	5
(5) 機能高度化に伴う整備費の増大	5
2 課題	6
(1) 新しい学校施設の在り方の検討	6
(2) 中長期的な視点に基づく適正規模の施設整備	6

第 3 章 基本理念等

1 基本理念	7
(1) 「学習・生活の場」としての学校 ～児童生徒目線～	7
(2) 「働く場」としての学校 ～教職員目線～	8
(3) 「地域共生の場」としての学校 ～地域目線～	8
2 整備の方向性	9
3 整備の基本形	11

第 4 章 施設整備に向けて

1 整備計画等の策定・運用	12
2 推進体制	13
3 計画の見直し	13

第Ⅰ章 浜松市小中学校施設整備適正化方針について

Ⅰ 背景

Society5.0時代の到来で、産業構造や社会システムなどが劇的に変化しており、これに対応して、一人ひとりの児童生徒の資質や能力を育成する、新たな学校施設の在り方について、検討が求められています。

一方で、少子化が急速に進み、一部地域では、教育施設の維持が困難になる懸念があり、今後の小中学校施設は、年少人口の動向や将来の財政状況を見据えて、適正な規模となるよう、十分な検討を行う必要があります。

こうした中、2022年3月に文部科学省は、『「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造』する、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」について、学校設置者に対し、提言を行いました。

提言では、令和の日本型学校教育構築に向けた、教育の機会均等や、連携・分担による学校マネジメントの実現、ICTとの最適な組み合わせの実現などの方向性が示されました。

しかし、浜松市の学校施設は、令和の日本型学校教育を進めていく上での、新たな学びの場としては、機能面でも環境面でも不十分な施設が多く、加えて、第2次ベビーブーム期に整備した施設は、年数を経て、老朽化著しい状況にあります。

このように、社会面・教育面・環境面で、学校施設における学びのスタイルが変容している中、また、施設が一斉更新の時期を迎える中、「教育環境の向上」と「施設老朽化対策」を、一体的に進める学校施設整備が求められています。

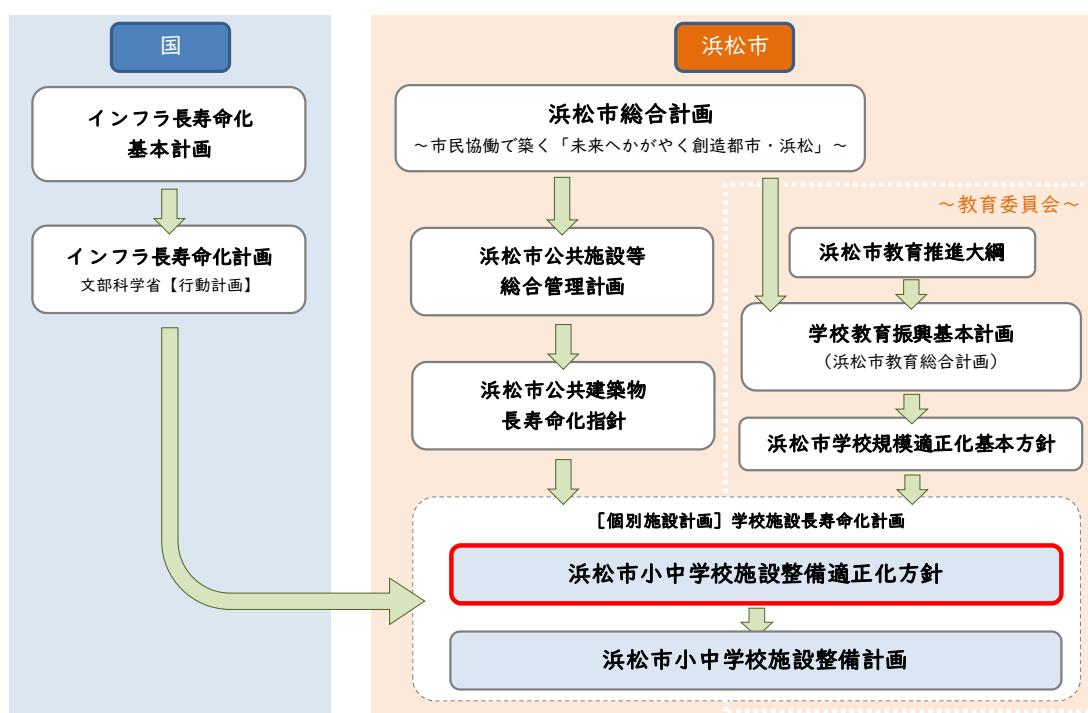
2 目的

本方針は、ICT教育推進など新しい時代に対応した、高機能で安全・安心な教育環境の構築、老朽化した施設の効率的・効果的な再生・活用、その他、地域利用の促進や激甚化する災害などの多様な社会的課題に一体的に対応した、学校施設整備を進めることを目的として、策定します。

3 位置付け

本方針は、本市の最上位計画である「浜松市総合計画」や、本市の教育及び文化の振興に関する総合的な方向性を定めた「浜松市教育推進大綱」、これに基づく「浜松市教育総合計画」や「浜松市学校規模適正化基本方針」を上位計画として、新たに学校施設整備を進める上での理念や、基本的な考え方を示すものです。

また、国土交通省の「インフラ長寿命化基本計画」や文部科学省の「インフラ長寿命化計画」、「浜松市公共施設等総合管理計画」や「浜松市公共建築物長寿命化指針」を受け策定する「個別施設計画（個別施設ごとの長寿命化計画）」として位置づけるものです。



〔図 1-1〕 計画体系（位置づけ）

4 計画期間

本方針の期間は、当方針で示す基本理念の実現に向け、一貫性・継続性を確保するため長期的に設定し、2025 年度から 2044 年度までの 20 年間とします。

5 対象施設

浜松市が所有する小中学校施設を対象とします。

第2章 現状と課題

I 現状

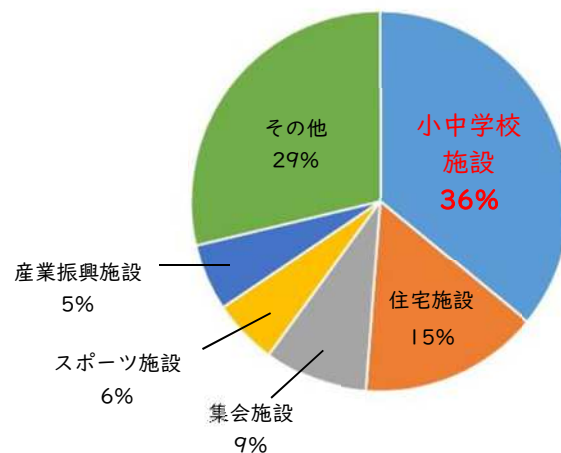
(1) 学校施設の状況

浜松市立小中学校施設は約 900,000 ㎡あり、浜松市が所有する全公共施設の延床面積の 36% を占めます。

そのうち校舎（給食室含む）、体育館、武道場・特別活動棟といった主要施設は、全 140 校・475 棟（約 834,000 ㎡）あり、1970 年代の第 2 次ベビーブーム期を中心に建築されたものが多く、2024 年度末には約 7 割が築 40 年以上経過するなど、その多くが老朽化しています。

※ 延床面積は、2025 年 3 月時の所有状況

※ 校数は、小中学校を 1 つの学校として中学校でカウント。また、分校は校数から除く。



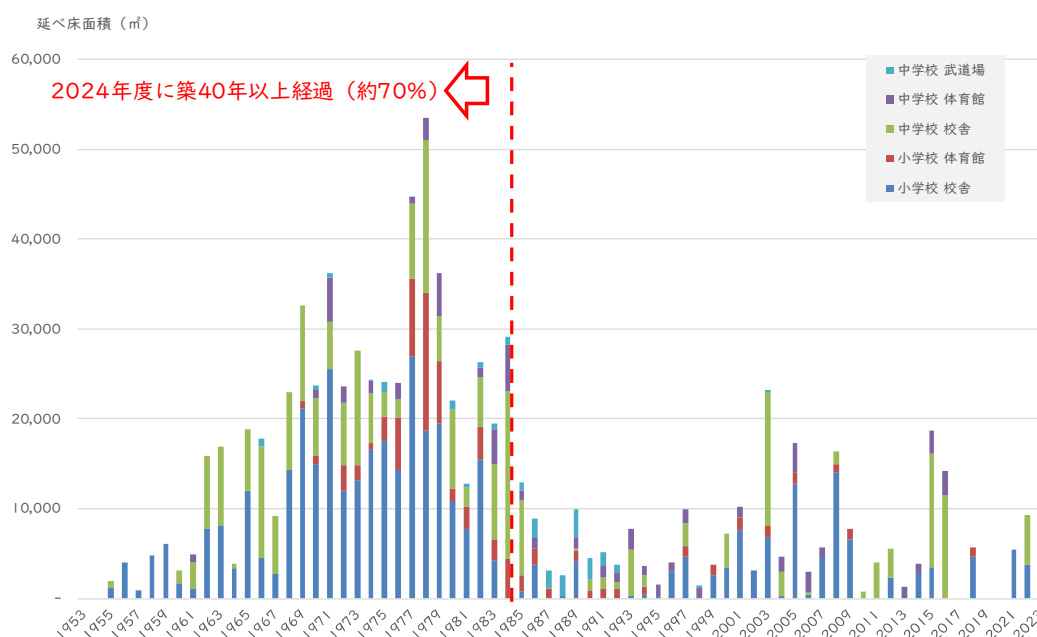
〔図 2-1〕 公共施設の延べ面積の割合

築年数	小学校		中学校			計
	校舎	体育館	校舎	体育館	武道場 特活棟	
65年～	8	—	1	—	—	9
60～64	15	—	11	1	—	27
55～59	18	1	14	—	1	34
50～54	28	9	15	8	3	63
45～49	53	47	20	10	1	131
40～44	21	17	18	7	8	71
35～39	4	6	7	3	20	40
30～34	2	4	8	5	8	27
20～29	12	4	7	6	2	31
10～19	14	3	5	7	—	29
～9	4	1	5	3	—	13
合計	179	92	111	50	43	475

築年数	小学校		中学校			計
	校舎	体育館	校舎	体育館	武道場 特活棟	
65年～	10,772	—	857	—	—	11,629
60～64	25,729	—	21,962	898	—	48,589
55～59	41,126	1,008	34,986	—	789	77,909
50～54	84,722	5,942	41,546	9,062	1,004	142,276
45～49	106,430	38,343	35,595	9,865	1,174	191,407
40～44	42,113	15,344	45,357	9,906	3,613	116,333
35～39	8,879	5,770	12,039	3,553	10,400	40,641
30～34	571	4,089	9,458	5,664	5,092	24,874
20～29	31,710	5,027	16,228	7,865	553	61,383
10～19	43,302	3,376	9,666	9,168	—	65,512
～9	17,206	972	29,640	5,309	—	53,127
合計	412,560	79,871	257,334	61,290	22,625	833,680

※ 築年数は 2024 年度末時における各棟加重平均によるもの（増築を繰り返して形成される棟が多いため、構成する棟における建築年次ごとの延べ床面積比率で算定した築年数）

〔図 2-2〕 建築年別所有一覧表《左：棟数 右：延床面積》



〔図 2-3〕 市内小中学校 築年別所有状況（延床面積の分布）

(2) ニーズの増大

特別の支援を必要とする児童生徒に対応して、より細かな教育体制を構築するよう発達支援学級が急増し、また、いじめや不登校など心のケアを必要とする児童生徒や言語面で段階的な教育を要する外国人などに対応するための、各種支援教室も増加しています。

さらには、放課後児童会の需要増加、避難所利用、地域利用など、学校に求められる社会的ニーズは、更なる広がりを見せています。

(3) 必要面積の増加

教育の多様化・高度化が進みグループワークやチームティーチングなどの取り組みが増え、集団学習に加え、個別最適な学習形態が求められるなど、教育現場は刻々と変化しています。

また、よりきめ細やかな教育体制の考えのもと、小学校は全学年 35 人学級の編成へと義務標準法¹が改正され、中学校も同様の法改正が予定されております。

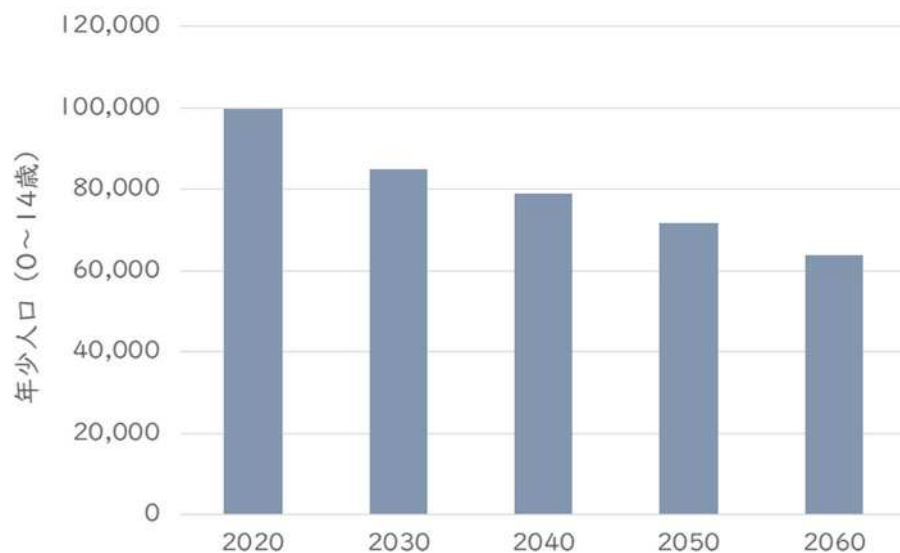
このように、少子化による児童生徒数の減少とは逆行して、教育機能上必要となる教室が増加してきており、学校によっては教室数が不足する状況も生じています。

¹ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」

(4) 進む人口減少と局地的な人口増加

浜松市も、全国同様に児童生徒数は減少傾向にあり、2020年～2060年の40年間で年少人口は40%程度減少すると推定されております。

しかし、市街地縁辺集落制度²や大規模な宅地開発等により一部地域では、増加傾向も見られます。



〔図 2-4〕 年少人口の推移

(5) 機能高度化に伴う整備費の増大

熱中症対策としての空調設備導入や、改正バリアフリー法³対応、ICT関連機器の導入など、学校に求められる機能は高度化しており、今後も施設整備や維持管理に係る費用は増加するものと予想されます。

² 市街化調整区域の「市街地縁辺集落」に指定する区域のうち道路幅員や下水道利用等、一定の要件を満たせばだれでも専用住宅棟を建築できる制度

³ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

2 課題

Iの現状を踏まえ、施設老朽化や多様化する教育ニーズへの対応を一体的に進めるには、各施設の劣化度を正確に把握するとともに、児童生徒数の将来推計などにより今後の施設需要を想定する中で、優先順位を設けて、計画的に整備を進める必要があります。施設整備にあたっての課題は、大きくは、次の2点になります。

(1) 新しい学校施設の在り方の検討

教育の多様化・高度化が進み、学びのスタイルが大きく変容する中で、学校施設に求められる役割・機能は、単に教育施設にとどまるものではなくなっています。

これらを踏まえ、中長期的な観点から、多機能な活用が見込まれる今後の学校施設のあり方について、検討する必要があります。

<主な課題>

- ・安全・快適・機能的な施設について（バリアフリー化、居住性、ゾーニング等）
- ・ICT教育推進・個別学習など新しい時代の学習環境整備について
- ・新たな教育ニーズ（発達支援、取出し学習、インクルーシブ教育等）への対応について
- ・社会的ニーズ（地域利用、避難所利用、部活動地域移行等）への対応について
- ・脱炭素社会（ZEB化等）への対応について

(2) 中長期的な視点に基づく適正規模の施設整備

今後も続く人口減少や新たな時代要請にも柔軟かつ持続可能な施設に対応できるよう、中長期的な視点で検討を進める必要があります。

また、施設の一斉更新費用を可能な限り抑えるよう、統廃合等規模適正化や、他の公共施設との兼用利用、施設の長寿命化などについて検討する必要があります。

<主な課題>

- ・今後の人口動態や地域事情を考慮した適正規模の施設整備について
- ・長寿命化対応について（予防保全による計画的な改築、大規模改修、小規模改修等の推進）
- ・公共施設の複合化・共用化の推進、既存ストックの有効活用について
- ・民間施設活用について
- ・コスト縮減と財政支出の平準化について
- ・人口減少や将来の時代要請等に対応可能な施設整備について

第3章 基本理念等

Ⅰ 基本理念

第2章で示した現状と課題を踏まえ、「施設老朽化、教育環境の向上、その他諸課題」に一体的に対応した学校施設整備を推進する上での、今後の基本理念（目指すべき姿）を、次のとおり定めます。

多様なステークホルダーと協議し、学校機能を核とした地域中核施設としての適正かつあるべき姿を描き、これに基づく、機能的かつ持続可能な施設を、効率的な予算の執行を図る中で、計画的に整備してまいります。

- 施設長寿命化対応を基本としつつ、実際の劣化状況やコスト検証などを踏まえ柔軟に整備手法（改築・大規模改修・小規模改修等）を見直すことで、市の財政負担の軽減と予算の平準化を実現してまいります。
- 整備実施に向けては、人口動態を踏まえた適正規模を設定するとともに、効率的な施設運用を図るべく施設の複合化・共用化、民間施設活用などの検討を進めます。
- 計画策定にあたっては、学校施設整備における標準モデルをベースに、地域事情に応じたカスタマイズを加え、将来の施設需要にも臨機応変な対応が可能な、フレキシブルな施設整備を目指します。
- 今後の学校施設は、教育機能のみならず、地域の中核施設として地域利用が進むものと想定されるため、施設を整備する際には、利用者の意見を聴取し、また関係部局と協議する中で、新しい時代に適合した学校施設整備計画を策定します。

<3つの目線>

新しい時代の施設整備は、Well-Beingの実現を目指し「児童生徒」「教職員」「地域住民」3つの目線により、検討を進めてまいります。

(1)「学習・生活の場」としての学校 ～児童生徒目線～

学校は、そもそも「学習の場」です。しかし、その形態は多様化、高度化、個別最適化が進んでいます。安全・安心な施設はもちろんのこと、学校施設全体を学びの場として捉え直し、教室空間は単一的な機能や特定の教科等に捉われない、柔軟で創造的な学習空間を形成します。

また、児童生徒は学習のみではなく、人やものに触れ合うことでも学び、人間が形成されます。各々が学校生活を通じて生き方を学ぶことができる環境整備を目指します。

(2)「働く場」としての学校 ～教職員目線～

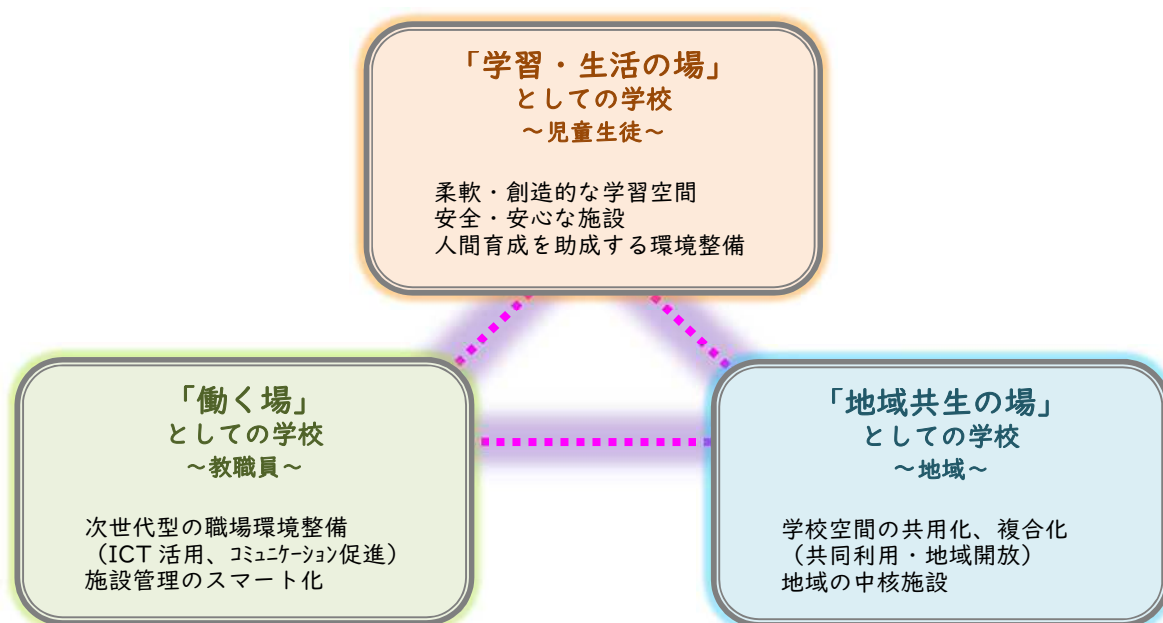
学校は、児童生徒の学習の場であるとともに、教職員の働く場でもあります。その環境を整えることは、児童生徒に対する教育・指導、そして安全・安心を守るという意識をより充実したものへと変換させる大きな意義があると考えます。

現在、教育は多様化、高度化、個別最適化が進み、教育現場はとても広い範疇を担っており、教職員間の連携はより一層重要なものとなります。その中で、より働きやすい環境とするために、様々な場面における ICT 活用やコミュニケーションを促進しチームで活動できる環境整備を進めるとともに、施設管理の簡素化・スマート化を図ります。

(3)「地域共生の場」としての学校 ～地域目線～

学校は、教育機能に加え、地域や社会の人たちと連携・協働し、地域全体の活性化や、災害に強い地域づくりに繋がる地域共生の場としての役割も担っていきます。そのためには地域の方々が集う仕掛けが必要です。

学校を教育施設のみとして捉えず、地域開放部分をより一層広げ、地域部活動利用も見据えた共用化・共同利用化を進め、他の公共施設との複合化・集約化を推進することで、公的ストックの効率化・最適化を、さらには学校施設の地域中核施設化を目指します。



〔図 3-1〕 3つの目線

2 整備の方向性

次の6つの方向性を念頭に、今後の学校施設整備のあり方について、取りまとめてまいります。

学び

ICT を最大限活用できる学習空間や執務空間の形成「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両方を実現する**柔軟で創造的な学習空間**の形成

- 可変性
- 連続性
- 兼用化



可変性・連続性
(普通教室・廊下の一体利用)

生活

児童生徒が**安心・健やかな**学校生活を過ごせる**生活環境**の形成

- 衛生環境の向上
- 居住性の向上
- 空調整備



多目的室（小空間：デン）

共創

地域の人たちと**連携・協働**し、**活動・交流拠点**となる地域共生を目指した**共創空間**の形成

- 複合化・共用化等
- 管理スマート化
- 地域利用促進



施設複合化
(小学校+幼稚園)

安全

集う全ての人々が利用上・防災上、**安全・安心**して利用できる**施設**の形成

- バリアフリー化
- 防災・防犯機能強化
- 更なる耐震化



バリアフリー化
(バリアフリースイットイレ)

環境

脱炭素社会の実現に向けた**持続可能な教育環境**の形成

- ZEB 化
- 木質化



木質化（内装材）

コスト

経済低成長、人口減少に対応した規律ある財政運営を実現する**持続可能な教育資産**の形成

- 長寿命化
- 予算の効率化・平準化
- 既存ストック活用



既存ストック活用
(左：旧校舎、右：増築校舎)

3 整備の基本形

本章で掲げた基本理念を具現化し、「3つの目線」や「6つの方向性」に基づく施設整備を進めるため、今後の学校施設は、次のとおり「教育専用施設部分」と「共同利用施設部分」に区分した形を基本とします。

<教育専用施設部分>

通常学級・発達支援学級が活動する「普通教室」や「多目的室」、職員室をはじめとする「管理諸室」など、「児童生徒」と「教職員」の学校教育機能のホームベースとなる諸室を専用エリア化します。

<共同利用施設部分>

特別教室や多目的ホール、体育館、運動場など教育機能に限らず「地域」に向けて開放可能な範囲を共同利用エリア化します。

※ 新・改築時に限らず、大規模改修時においても可能な限り機能区分を明確化した整備を実施

第4章 施設整備に向けて

Ⅰ 整備計画等の策定・運用

本方針に掲げた、安全・安心で効率的・効果的、地域の中核となる新しい学校施設の整備には、長い年月と多くの事業費、事業量が発生します。

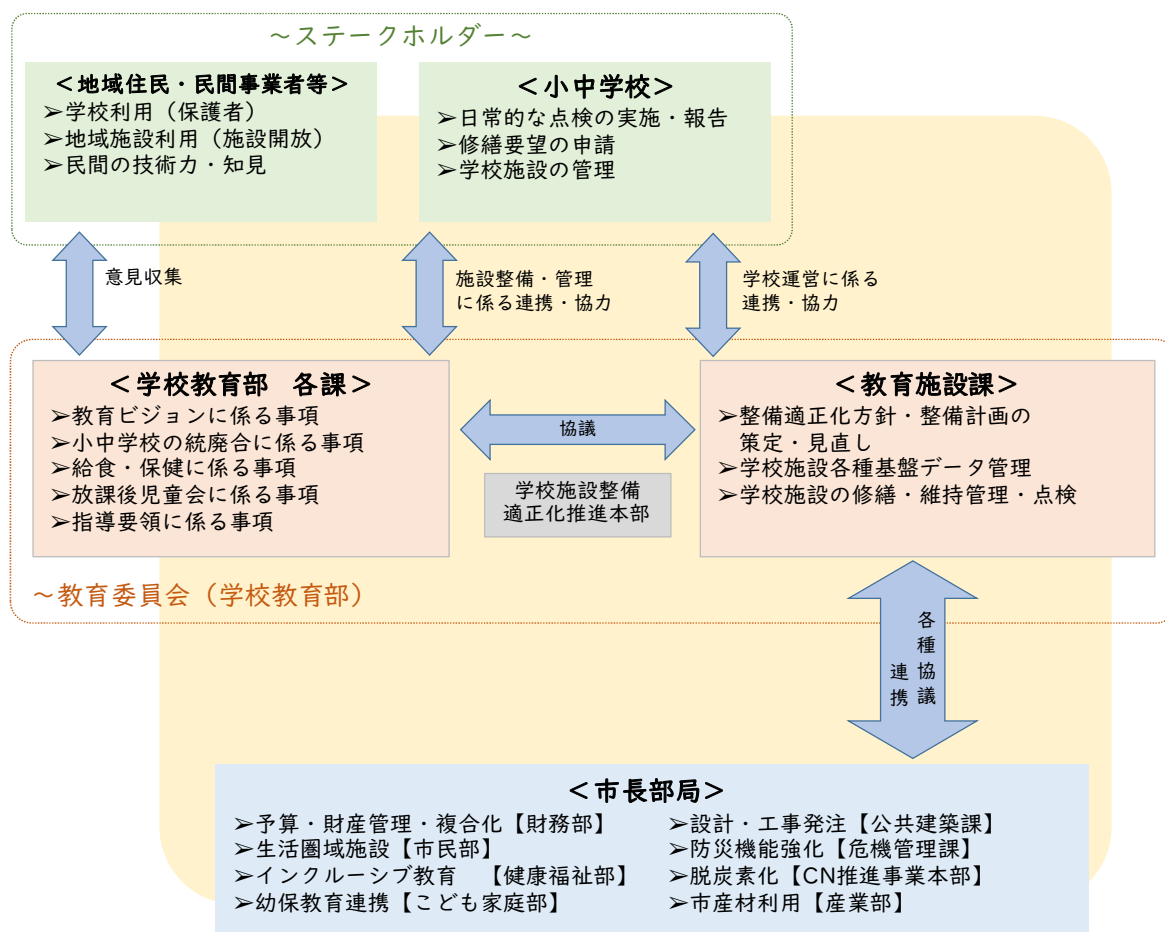
このため、取り組み順序を定めた事業計画と整備の基本的な考え方を示す整備計画、これを補完する整備水準、整備プロセス及びマネジメントサイクルなどを策定し、施設の整備と維持管理を着実に進めてまいります。

<整備計画等の内容>

項目	詳細
整備計画	効率的・効果的な整備を進めるために、整備周期や整備内容、事業工夫、整備の基本的な考え方を示すもの
整備水準	新しい時代の学びの実現と新たな学校施設のカタチの実現に向けて必要な機能を確保するために、各施設や各部屋の整備の基本形や考え方を示すもの
整備プロセス	効果的な整備に向けた事業手法の決定や、学校の特性に応じたカスタマイズを実施するために、基本構想、基本計画段階における検証事項を定めた、事業の手順を示すもの
マネジメントサイクル	学校施設の安全性の適正な確保のために、施設整備・管理を進めるのみでなく、持続的な点検や計画の見直し改善など、計画の継続的な推進に向けた、学校施設マネジメントの手順を示すもの

2 推進体制

施設整備を進めるにあたっては、庁内関係各課との一層の連携により、市として一体的な課題解決を図る中で、学校関係者や利用者など、多様なステークホルダーと調整の上、個別の事業計画を作成し、実施してまいります。



[図4-1] 施設整備の推進体制

3 計画の見直し

計画策定後も、学校施設に求められる機能や各施設の劣化状況は、刻々と変化するものと想定されます。

このため、国や市の法令改正や運用方針の変更、社会・経済情勢の変化などに対応し、必要に応じて柔軟かつ適切に内容の充実を図ってまいります。

また、法令点検、劣化状況調査、学校パトロールなどその他任意の点検などにより、今後も継続的に学校施設の老朽化・劣化度を確認し、随時、計画を見直してまいります。

浜松市小中学校施設整備適正化方針

2025年3月

発行者 浜松市教育委員会学校教育部教育施設課
〒430-0929
浜松市中央区中央一丁目 2-1
イーステージ浜松オフィス棟 6階
電話 053-457-2403